

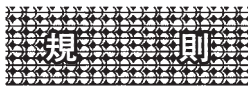


長野県報

7月3日(月)
平成29年
(2017年)
第2888号

目次

規則	
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	1
告示	
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出（会計課）	2
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の施設の名称変更の届出（東北信運転免許課）	2
公告	
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（教学指導課）	3
訓令	
長野県公印規程の一部改正（情報公開・法務課）	3



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成29年7月3日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の2」に改める。

第3条を次のように改める。

（点検）

第3条 条例第3条の2第1項の点検（以下この条及び第11条の2
において「点検」という。）は、広告物等を表示し、設置し、又
は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとし、その方法
は別に定める。

2 点検の対象とする広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外
の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン
- (2) 壁面等に描かれたもの
- (3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの
- (4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

3 条例第3条の2第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メー

トルを超える広告物等とする。

4 条例第3条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる
者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する
建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定
する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に
規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第
2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気
主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づ
く広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、
技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認めた
者

5 点検の結果の記録は、当該広告物等を除却するまでの間、保存
するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（点検結果の報告）

第11条の2 条例第12条の2の規定による点検結果の報告は、許可
の更新の申請と併せて行うものとする。

2 前項の場合における点検は、許可の有効期間満了の日の60日前
から当該申請の日までの間に行われたものでなければならない。

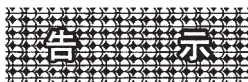
第16条第1項中「次の各号に掲げる者」を「第3条第4項第1号
から第4号までに掲げる者（同項第4号に掲げる者にあつては、同

号に規定する帆布製品製造に係るものに限る。次項において同じ。)に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号の一に」を「第3条第4項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかに」に改め、「者である」を削る。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

都市・まちづくり課



長野県告示第366号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成29年7月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 千曲川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年7月3日
- 3 廃川敷地等の位置
南佐久郡川上村大深山129-4地先から348-9地先、129-7地先から1361-4地先

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 33,328.77平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第367号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成29年6月16日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

平成29年7月3日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	岡谷自家用自動車協会	岡谷市郷田1丁目4番11号	岡谷市郷田1丁目4番11号 岡谷自家用自動車協会
旧	長野県自家用自動車協会 岡谷支部	岡谷市郷田1丁目4番11号	岡谷市郷田1丁目4番11号 長野県自家用自動車協会 岡谷支部

会計課

長野県公安委員会告示第12号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり施設の名称変更の届出がありました。

平成29年7月3日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社軽井沢西ドライビングスクール	佐久市甲1951番地2	井口恒雄	軽井沢西ドライビングスクール	佐久市甲1951番地2	軽井沢西ドライビングスクール	佐久川西自動車学校	平成29年6月1日

東北信運転免許課